

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関名

セリオコーポレーション有限会社

②施設・事業所情報

名称: 浜松市立都筑保育園	種別: 保育所	
代表者氏名: 森川 好美	定員(利用人数): 90名(64名)	
所在地: 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑1789-6		
TEL: 053-526-7751	HP: http://www.hamamatsu-pippi.net	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 昭和34年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名等): 浜松市		
職員数	常勤職員: 15名 非常勤職員 7名	
専門職員	(専門職の名称) 名 栄養士 1名	
	保育士 14名 嘱託医 1名	
	調理員 4名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	保育室 5、給食室 1、 事務室 1、休憩室 2、 プレイルーム 1、沐浴室 1	プール、子ども用トイレ 3 職員トイレ 2、教材庫 3

③理念・基本方針

<都筑保育園の保育理念>

子ども一人一人を大切に、保護者から信頼され、地域に愛される保育園を目指します。

<都筑保育園の基本方針>

・保育指針の趣旨を踏まえて養護及び教育を一体的に行い創意工夫しながら保育の質の向上に努めます。

・専門的知識及び技術をもって、乳幼児の保育及び保護者や地域における子育て支援をします。

・子どもの最善の利益を考え、生きる力を培い、健全な心身の発達を目指し、豊かな人間性を育成します。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・丈夫なからだづくり(戸外遊び、散歩、リミック)
- ・地域との交流
- ・縦割り保育

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 7 月 1 日(契約日) ~ 平成 30 年 2 月 14 日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(平成23年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆子どものための地域との交流・連携

小さな町の保育園故に、地域の社会資源としての信頼度や期待度が高く、それに応えるべく地域に密着した取り組みを行っている。“地域との交流”を事業計画の重点課題として捉え、園の行事(運動会、七夕会、発表会、お正月遊び等)に地域の高齢者を招待したり、運動会には卒園生を呼び寄せたりしている。子どもたちが園外に出る機会も多く、地域の小学校へ出かけて一年生と交流したり、高齢者施設を訪問してお年寄りを喜ばせたりしている。子どもたちにとっては、社会性を身に付ける絶好の機会である。さらに、地域とも積極的に連携し、地域の防災会議をはじめ、「三ケ日メッセ」や「ほっとおれんじ」等の会議には園長が出向き、子どもたちが地域の中でより良く生活するための情報交換や情報の収集を行っている。

◆“働きやすい職場”の実現

子どもの健全な育ちを支援するとなると、その保育の担い手である職員についても“働きやすい職場”環境の整備は必須である。当園にはその環境がある。園長が定期的に職員と個別面談を実施し、その結果(経過)を面談記録として残している。毎月、職員は「チームワークのよい職場をめざして」と題した書面に意見や要望等を記載して園長に提出している。内容によっては園長から返信があり、交換日記風の取り組みである。夏季休暇やボランティア休暇の制度があることから有給休暇の取得が進んでいるとは言い難いが、時間休暇の制度を利用することで職員は必要な休暇は取得している。また、育児中の職員に対して勤務時間を調整する等、ワーク・ライフ・バランスにも配慮している。これらの取り組みによって、風通しの良い“働きやすい職場”環境が実現している。

◆記録を生かした保育

指導計画、保育日誌やエピソード記述、ケース会議等での記録は、組織的な保育の改善に向けた取組みとなり、行事後や年度末のアンケート、懇談会、面談、個別の聴取、保護者会理事会出席等の記録は保護者満足や支援につながっている。保護者からの意見・要望では、「献立レシピ」や「防犯カメラ」「砂場」等について調査結果を分析・検討・改善した取組みが記録に残され、保護者に分かりやすく伝えている。行事や保育の記録は、写真、コメントで楽しさが伝わ

り、職員の共通理解や保護者が園生活を理解する貴重なツールともなっている。

◇改善を求められる点

◆保護者の理解を図るための取組み

アレルギー除去食対応は「食物アレルギー児対応マニュアル」や保育園共通手順に基づいて研修を行い、職員が共通理解して誤食の防止に努めている。障害のある子どもは加配制で統合保育を行い、特別な配慮が必要な子どもは巡回指導につなげ、関わりや環境整備の工夫をしている。しかし、それらの取組みが全ての保護者に共通理解されているとは言い難い。保護者にアレルギー除去食対応や障害のある子どもの保育について、理解や適切な情報を伝えるための取組みが望まれる。

◆自己評価の有効性を高めるために

毎年2回、全職員が「新保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100」を使って自己評価を実施し、園長が分析して職員個々にフィードバックしている。この取組みは高く評価できるが、改善点の洗い出しや改善策の作成が職員個々に任されてしまっている。より効果的な成果を期待するならば、経験豊富な園長や主任保育士が積極的に関与して改善点や改善策の妥当性を検証することが必要と思われる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審前に勉強会に参加させて頂いたことで、「受審する中で自ら改善点に気づき改善することが大事」という第三者評価の趣旨が理解でき、職員の意識に変化がみられました。

グループ分けして自己評価シートの内容を検討することで、保育内容を改めて振り返ることができ、自覚ができました。

評価基準に沿って、既存の手順書やフローチャートを見直したり付け足したりする作業は、事業内容を「見える化すること」なのだと改めて感じました。

数多くの指導内容を参考に改善を進め、この保育園の良さであると認めて頂いた「子ども一人一人を大切に作る保育」を一番に心掛け、今後もより良い保育の実践に努めて参りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「子ども一人一人を大切にした保育」「保護者から信頼される保育園」「地域に愛される保育園」を柱とした園の理念、基本方針が策定され、職員全員がそれらを記載した「理念カード」を携帯している。理念に忠実な保育の実践を目指しており、毎年度末に実施する保護者アンケートでは、「理念に基づいた保育が行われているか？」を聞く等、職員、保護者双方に対して理念の浸透を図っている。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>市の幼児教育・保育課が主催する「事務連絡会」と「園長会」が毎月開かれており、園運営に必要な情報はここから入ってくる。地域の情報は、地域の保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表が定期的に集う「三ケ日メッセ」で得ており、さらに地域の民生委員・児童委員、保健師、保育園々長、保育士が情報を交換、共有する「ほっとおれんじ」も有効に機能している。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>昭和34年開設の保育園であり、途中で改修はあったものの、園舎の老朽化は否めない。保育室の面積不足もあって、定員90名に対して定員割れの約7割の利用者数に甘んじている。中堅職員の産休・育休に対し臨時職員の採用で補ってはいるものの、保育の質を担保する上での足かせとなっている。これらの課題は、園独自の取組みで解決できるものではないだけに園長のジレンマは大きい。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>「中長期計画作成マニュアル」に従って「中長期計画(平成28年度～30年度)」が策定されている。縦割り保育、保育環境整備、地域・関係機関との連携、食育、人材育成の5つの単元に分けて詳細な計画が作成されており、単年度の「事業計画」策定の枠組みを示すに十分な内容となっている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>「中長期計画」を受けて単年度の「事業計画」が策定されているが、「事業計画」で取り上げている主要な事業の名称が、「中長期計画」の項建てと一部異なっている。「中長期計画」と「事業計画」との整合性を確かなものとするためにも、項建てを統一することが望ましい。さらに、「事業報告」において1年間の取り組みを評価する上で、その達成度が判定可能となるよう、「事業計画」の取り組みの中の可能なものについては数値目標を設定することが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年度末に、全職員が「〇〇年度の反省」なる評価を行い、それを基に「事業報告書」が作成されている。「〇〇年度の反省」では、職員個々が改善点を洗い出し、主要なものをまとめて職員会議で話しあい、次年度の「事業計画」に反映させている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初の保護者「全体会」や懇談会の場で、園長が園の取り組みを詳細に伝えている。「園だより」や「ほほえみ(クラス便り)」でも、保育理念や考え方を伝え、園の活動への保護者の理解を得る努力をしている。それらの取り組みが成果を挙げたか否かを検証するため、毎年度末に保護者アンケートを実施し、周知・理解の状況を確認している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>市の方針に従って定期的に第三者評価を受審しており、平成23年度に続き今回が2回目の受審となる。毎年2回、全職員が「新保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100」を使って自己評価を実施し、園長が分析して職員個々にフィードバックしている。改善点の洗い出しや改善策の作成については、十分とは言えない部分が残っている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>市内の他園の第三者評価の結果(要改善点)を活用し、市の指導の下で改善に取り組んでいる。職員が実施した年2回の自己評価に関しては、園長が分析して現状把握や傾向を掴み、改善が必要な課題については次年度の「事業計画」に盛り込む等、計画的に改善の取り組みを実施している。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「園務分掌表」や「組織図」、「業務分担表」によって園長の役割や責任の所在が明確化されており、職員会議や保護者「全体会」、懇親会等で自らの所信を表明している。「園だより」にも、保育理念や基本方針の掲載に加え、保育目標を示すことによって、園長自らが目指すべき方向性を明らかにしている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長自らが関係する研修等に参加し、必要な情報は朝礼や職員会議、園内研修を使って職員に周知している。園運営に関係する法令のリストがあり、年に2回、「コンプライアンスチェックシート」を使って、職員への周知の状況を検証している。しかし、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に関しては、園内研修や職員会議で話し合われたことはなかった。「障害者差別解消法」をリストに加え、加配対象の6名について、園がなすべき“合理的配慮”について一考願いたい。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>“保育の質の向上”＝“利用者等(子どもと保護者)の満足度の向上”と捉え、保護者アンケートにおける“保護者の満足度”を指標として園の“保育の質”を検証しようとしている。昨年度末から始まった取り組みであり、今年度末の保護者アンケートの結果が注目される場所であるが、「事業計画」に“保護者支援”を重点項目として取り上げる等、園長主導の職員一丸の取り組みは順調に推移している。また、“保育の質の向上”の直接的な保育の担い手である職員の育成にも力を入れ、綿密な研修計画を立てている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>全職員を3グループ(事故防止委員会、園内環境委員会、食育・園芸委員会)に分け、チャレンジミーティングによって園運営の課題を抽出している。明確になった課題に関し、緊急性のあるものややすく改善できるものは朝礼や職員会議で改善策を話し合い、大きな課題や改善に時間を要するものについては次年度の「事業計画」に取り上げることとしている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的に職員の採用権は市が有しており、必要人材の確保・定着に関しての園の裁量は限定的なものとなっている。定着対策として“働きやすい職場作り”が効果を挙げているが、産休・育休の制度利用によって中堅職員が長期にわたって職場を離れる事例が増えている。その穴を臨時職員で埋めており、全職員に占める正規職員の割合は1/3程度にまで減少している。待機児童対策として全国的に新規の保育所開設が増えており、保育士の不足は否めない。そのような環境下で、いかに優秀な職員を確保・育成していくか、市・幼児教育・保育課との協力・連携が問われている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>市の主導による人事考課制度が運用されているが、人事考課は上司査定のみで、職員自らの自己査定は行われていない。自己査定と上司査定のギャップを見つけることにより、職員個々の“教育ニーズ”が明確になる。さらに、査定項目ごとに全職員の平均点を分析することによって園としての強みや弱点が明確になり、園内研修の方向性(研修ニーズ)が明らかになってくる。人事考課表は園に残されていないが、職員育成の貴重なツールであることを勘案し、園に残す方策を講じられたい。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>働きやすい職場づくりのための様々な取り組みがある。園長が定期的に職員と個別面談を実施し、その結果(経過)を面談記録として残している。毎月、職員は「チームワークのよい職場をめざして」と題した書面に意見や要望等を記載して園長に提出している。内容によっては園長から返信があり、交換日記風の取り組みである。これらの取り組みによって、風通しの良い職場環境が整っている。夏季休暇やボランティア休暇の制度があることから有給休暇の取得が進んでいるとは言い難いが、時間休暇の制度を利用することで職員は必要な休暇は取得している。また、育児中の職員に対して勤務時間を調整する等、ワーク・ライフ・バランスにも配慮している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>交換日記風の「チームワークのよい職場をめざして」を使って、あるいは個別面談で、園長と職員との意思の疎通は図られている。しかし、職員個々に対する指導の経緯や効果を記録したものは確認できなかった。子どもの育ちに段階があるのと同様に、職員にもまた保育士としての成長の段階がある。職員個々の研修受講履歴を残したり(実施済み)、園長や主任保育士による指導の内容を記録に残すことにより、指導の継続性が担保され、一貫性のある効果的な職員育成が可能となろう。事業の特性から、定期的に園長をはじめとした人事異動が行われる環境下にあるだけに、“継続性”への配慮を期待したい。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員研修参加計画書」が作成されており、特段の事情がない限り計画通りの研修が実施されていた。特に新規採用の職員に対しては、チューター制を取り入れ、指導役の先輩職員が1年間にわたってOJT教育を行っている。各研修受講後には「研修報告書(復命書)」が提出され、職員間で共有化が必要と思われる内容を含んだものは「園内研修」として伝達研修が実施されている。「研修報告書(復命書)」によって、受講した職員の“意識レベル”の効果は確認できるが、その意識(研修で習得した知識や技術)が保育の現場で活用されたか否かを検証する仕組みが構築されていなかった。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員研修参加計画書」や「個人研修履歴」によって、職員の研修参加が管理されている。外部研修を受講した職員を講師として、必要に応じた園内研修(伝達研修)が行われ、職員間での知識や技術の共有化が図られている。課題として、臨時職員(パートタイマー職員)の研修参加への障壁が挙げられる。臨時職員が外部研修に参加する場合、一部費用の負担を強いており、それが臨時職員の研修参加の足かせになっている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>今期の保育実習生の受入れは、予定者を含めて5名である。「実習生受入れマニュアル」に従って既に2名の受入れを行い、実習計画を綿密に立案し、実施した実習の記録も残されていた。実習の終わりに「反省会」を実施して実習受入れの評価・反省を行っているが、その内容は実習生本人に関するものが主であった。「実習生受入れマニュアル」の冒頭に、“受入れの目的”として、①「将来の優秀な保育士を養成する。」②「実習生を指導することにより、担当する職員が自らの業務を振り返り、学びの場・育ちの場とする。」ことの2点を挙げている。「反省会」では、目的の②にも着目し、担当した職員それぞれが何に気づき、何を学んだかを話し合い、課題を含めて記録に残し、次年度の受入れ計画やマニュアルの見直しに反映させることを望みたい。これにより、P(マニュアル、受入れ計画)→D(実施の記録)→C(反省会の記録)→A(次年度の計画、マニュアル改訂=P2)のサイクルが回り出す。当該評価項目にある“…体制を整備し、…”の意味は、“PDCAサイクルの構築”と捉えられたい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の運営情報はインターネット上(子育てネット“ぴっぴ”)で検索できる。地域の要所に園のしおりを配り、第三者評価を定期的に受審して公表することでサービス面の透明性を確保しようとしている。そのような取り組みを進める中で一点、苦情情報の処理の仕組みに課題が残る。園(園長)、区の社会福祉課、第三者委員を苦情受付の窓口とし、区の社会福祉課長を苦情解決責任者とする“苦情解決の仕組み”が構築されている。ところが、当園では平成28年度以降に苦情の受付けは記録に残されておらず、苦情受付窓口の担当者(園長)の判断で、“意見”や“要望”、“相談”として処理されていた。子どもや保護者から寄せられた情報を、“苦情”とするか“意見・要望・相談”とするかの判断は、苦情受付担当者(園長)の裁量を超えてはいないか。受付けた情報の処理(苦情とすべきか否か)を上位職権者の判断に委ねる仕組みの構築が待たれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「園務分掌表」によって、事務、経理、取引等の責任体制が構築されており、定期的に行政(市)の監査を受けている。制度上、園が独自に外部専門機関による財務・会計面での監査を受けることは考えづらい。よって、市が第三者的な外部専門機関の監査を受けていることから、間接的ではあるが、園も外部監査を受審しているとみなしたい。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>小さな町の保育園故に、地域の社会資源としての信頼度や期待度が高く、それに応えるべく地域に密着した取組を行っている。“地域との交流”を事業計画の重点課題として捉え、園の行事(運動会、七夕会、発表会、お正月遊び等)に地域の高齢者を招待したり、運動会には卒園生を呼び寄せたりしている。子どもたちを園外に出す取組も多く、地域の小学校へ出かけて一年生と交流したり、高齢者施設を訪問してお年寄りを喜ばせたりしている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>今年度、既に4名の中学3年生が福祉体験学習で園を訪れている。その中の2名がお礼の手紙の中で、「…ますます保育士になる気持ちが強くなった。」「保育士として、このような園で働きたい。」との感想を寄せている。ボランティアの受入れはこれで完結してしまっているが、PDCAサイクルのC(チェック)とA(アクション)にも配慮してほしい。ボランティアの役割の一つが“園と地域との架け橋”であるならば、ボランティア(福祉体験学習)として訪れた中学生等が、“地域に対していかなる働き掛けをしてくれたか”を検証(効果の確認)する必要がある。例示するならば、「保育士になりたい。」との中学生の言葉は、大きな効果として評価できる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>事務室の壁に「関係機関、団体リスト」、「緊急連絡網」等が掲示されており、行政機関や教育機関、医療機関、保守・防災関係企業等の連絡先が記載されていた。現在1件2名の虐待を疑われる子どもの通園があり、健康づくり課の保健師と連携を図って対応している。記録も詳細に残しており、適切な対応である。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の防災会議をはじめ、「三ケ日メッセ」や「ほっとおれんじ」等の会議に園長が出向いて情報交換を行っている。それらは、地域の中で子どもが安全かつより良く育っていくための話し合いの場である。利用数は少ないが、日曜日を除く毎日「園庭開放」が行われ、年間3回の「親子ひろば」も開催されている。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年に3回開催されている「親子ひろば」について、8月実施の「マジックショー」が毎年低調である。園の子どもたちも観客として参加するためイベントとしての盛り上がりはあるが、実際に「親子ひろば」の取り組みとして参加する未就園児親子は少ない。昨年度は数名の参加者があったが、今年度はついに“参加者なし”の状況に陥っている。時期的なものなのか、催し物に問題があるのか、低調の原因を解明して改善策を講じられたい。また、大規模災害の発生後、“地域の早期復興”の鍵となるのが“保育所機能の早期回復”である。BCP(事業継続計画)を策定し、1日でも早く保育所機能を取り戻せるような対策を講じてほしい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢が理念や基本方針、保育目標に記載され、職員は毎朝事務室にあるカードを使って唱和をしている。保護者には入園時の説明会で園長が資料を配布して説明を行い、園だよりや親子ひろば等の配布物の裏面を利用し、子どもの姿も含めて理解を図る機会を設けている。勉強会や研修はマニュアルやフローチャートを活用して計画的に土曜日に行い、子どもの尊重や保育の標準的な実施方法に反映するための共通理解は十分である。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護や虐待防止に関するマニュアルとして、「不適切な防止マニュアル」が整備され、職員・保護者に周知されている。職員は子どもにとってこちよい環境や保育の質の向上のため、マニュアルの読み合わせや設備面・保育場面での工夫や配慮について、見やすい写真やコメントを付けて記録し周知している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報は市のホームページで公開され、保育園のリーフレットが区役所・JA・郵便局・協働センター等に設置されている。今年度から公民館・健康センター・助産所等にも設置依頼をし、多くの人が入手できるようにしている。リーフレットは写真や絵・図等で見やすく分かりやすい内容</p>		

に工夫されている。見学希望者の全てに個別に対応し、その記録が残されている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>重要事項説明書を配布し、保護者に分かりやすく説明を行って掲示もしている。「説明同意書」19事項の一つひとつに保護者が確認チェックを行い、文書のコピーを保護者に渡している。特に配慮が必要な保護者への説明は「配慮が必要な保護者に対する支援について」の手順書を基に説明がされている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>保育の継続に配慮した手順と引き継ぎ文書を定め、市内転園先に資料等を送付している。保育の利用が終了した後も相談ができるよう重要事項説明書に相談窓口が記載され、案内文書として「親子ひろば」を渡して親子ひろばへの参加を呼び掛けている。しかし、参加者数は伸びておらず、親子ひろばへの参加者の増加を図る取り組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの満足の把握は、保育日誌やエピソード記述、ケース会議等で組織的な保育の改善に向けた取組みの記録が残されている。保護者の満足は、アンケート、懇談会、面談、個別の聴取、保護者会理事会出席等で把握している。保護者から要望のあった「献立レシピ」や「防犯カメラ」「砂場」等の分析・検討・改善した取組みが記録に残されている。行事や保育の記録は、写真、コメントで楽しさが伝わり、職員の共通理解や保護者が園生活を理解する貴重なツールとなっている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整備され、重要事項説明書や掲示板で保護者に周知をしている。今年度、苦情の受付はない。苦情の有無は園だよりで知らせ、第三者委員までいかない保護者からの意見や要望についての解決結果は、手紙や全体掲示で公表し記録が保管されている。職員会議やミーティングで周知を行い保育の質の向上を図っている。さらなる質の向上を目指すために、「苦情なし」とした状況を分析してほしい。苦情受付窓口の担当者(園長)の判断で、“意見”や“要望”、“相談”として処理されている子どもや保護者から寄せられた情報の中に、“苦情”として対処すべきものがなかったかどうか、検証する仕組みの構築が待たれる。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>相談窓口を明確にした重要事項説明書の配布を行い、複数の苦情申出先や公表までの苦情解決の仕組みを保護者に周知している。面談受付の文書は全保護者が目にしやすい玄関に掲示され、落ち着いて相談できる場所の確保をしている。苦情としての受け付けはないが、保護者の意見を積極的に受け入れようとの姿勢は評価できる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>保護者からの苦情や意見解決のためのマニュアル、手順書が整備され、定期的な見直しを行っている。保護者が意見や要望を述べやすいよう意見箱やアンケート、連絡ノート、日々のコミュニケーションの中での聴取、面談、懇談会等を実施し、保育の改善に向け組織的に迅速な対応を行った取り組みが記録に残されている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントの体制が整備され、事故発生時の対応や安全確保等、職員に周知している。チャレンジミーティング事故防止委員会を中心にヒヤリハットや事故の分析、改善策、再発防止策を検討し、記録文書で回覧して職員への周知を図っている。設備や遊具等は点検記録表を用いて毎日安全点検を行っている。食中毒発生時のフローチャートがあり、不審者対応訓練は都筑交番の協力を得て行っており、意見を次回の訓練に活かしている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>「感染症マニュアル」を基に職員研修を行い、周知され見直しも実施されている。保護者には年度当初に発熱時の対処法、感染症発生時の対応の説明を行い、感染症が発生した場合には罹患者数を玄関に掲示している。内科検診時に園医からカンファレンスを受けた内容を手紙で配布し、家庭への啓蒙に活かしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	①・②・③
<p><コメント></p> <p>災害時の対応体制は「災害対応マニュアル」、フローチャートで決められている。非常食の備蓄リストを作成し管理者を決めて備蓄している。メールの一斉配信を今年度から実施し、緊急連絡簿や引渡しカードを使用した引渡し訓練を実施している。地域の防災会議で危険個所の情報取得や避難時の協</p>		

力依頼を行い、消防署・警察官等の協力で訓練を実施し、その記録が残されている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法を文書化し、ファイルにまとめて各職員に配布している。読み合わせ研修で周知を図り、検証・見直しが定期的に行われている。標準的な実施方法に基づいて実施されているかを確認する仕組みや、そぐわない保育の提供がされている場合の対応方法が決められている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法の検証・見直しの時期は6月・10月に定められているが、随時見直すことも行い、改訂記録や検証・見直しの記録が残されている。検証・見直しにあたり、指導計画の内容や職員・保護者等からの意見も反映し、PDCAサイクルを活用して継続的に行われている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>公立保育園の共通様式の他に、独自のアセスメントシートを使用してアセスメントを行い、詳細な情報把握に努めている。アセスメントから計画策定、保育の実施、評価・見直しの過程が適切に行われ、個別の指導計画やクラスの指導計画は関連性を持ち、3歳以上児の個別の計画も作成されている。配慮の必要な子どもについてケース会議を行い、全職員への周知や専門機関等との適切な連携を図っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の評価・見直しに関する手順が定められ、保育課程、年間指導計画は6月・10月に、月指導計画は毎月見直しを行っている。3つの保育目標から中・長期計画や今年度の事業計画を作成している。「丈夫なからだ作り」「保育環境」「地域との交流」「保護者支援」「人材育成」等、各事業の計画、活動、見直しによって出された課題や変更は記録に残し、職員間での共有や指導計画作成、保育の質の向上に結び付けている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c

<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況や生活状況等は、公立保育園で統一した様式で把握して記録している。個別の指導計画作成に関する記入の見本があり、記録内容や書き方に差異が生じないように工夫している。保育の実施状況は指導計画の回覧に留まらず、ケース会議や職員会議を定期的に行って情報共有に努めている。</p>			
45	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護マニュアル」により、個人情報保護や情報開示の管理体制が整備されている。保護者には「個人情報保護条例に基づく利用目的及び利用方法」の資料を配布し、同意書を提出させている。職員は研修やコンプライアンスの会議を実施し、個人情報に関わる記録の保管場所や保管方法、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程により適切な管理を図っている。</p>			

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A①	A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育課程は浜松市立保育園の理念に基づいて策定されている。公立保育園21園の代表者を中心に検討して統一したものを作成し、さらに各園が保育方針や園目標、子どもの特徴や地域の特性に合わせて変更や補足を行っている。保育課程は6月と10月に見直しを行い、年度末には職員会議で評価・改善したことを次の編成に活かしている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A②	A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>気温・湿度の調整や換気等に配慮し、記録表、冷暖房使用表で適切に管理している。遊具や玩具、砂場の消毒を行って清潔な環境を保っている。園内環境委員会を中心に、子どもが安心してくつろげる環境の整備を図っている。その適切な環境作りの工夫の記録が写真やコメントで紹介され、職員の理解と子どもへの関わりに活かされている。</p>			
A③	A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p>			

<p>アセスメントシートを作成し、子どもの家庭環境や成育歴等、子どもの個人差を十分に把握して職員間で共通理解を深めている。子どもの様子の把握やきめ細かな関わり、援助につながる取り組みでは、食事の時間に調理員や園長、主任等が園児の机に一人ずつ着き、一緒に食事をするのも子どもと職員の信頼関係が増す機会となっている。</p>			
A④	A-1-(2)-③	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況に合わせて基本的な生活習慣を身につけることができる手順書を作成し、デイリープログラムや写真・絵の表示、分かりやすい方法・やり方等を示し、自分でできた達成感が味わえるようにしている。歯科衛生士から食や歯磨きの大切さについて話を聞き、保育に活かしている。生活の流れが変わる時期には手順書の見直しを行っている。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に活動できる環境整備は、園内環境委員会の担当者を中心に組織的に進められている。各クラスにままごとコーナーを設け、記録を基に職員が共通理解、関わり、援助等を共有し、遊びが豊かに展開されている。リトミックの講師を招き、今年度からプレイルームでの活用を図っている。園の周りの自然、園庭の野菜や果物、動・植物、園の横を走る電車、グループホーム訪問による世代間・地域交流等、身近な自然や豊かな人との関わり場や機会が設けられている。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在2名の0歳児は、1歳児9名と同じ部屋で3名の保育士が保育をしている。担当保育士を決め、愛情豊かに関わることで愛着関係が形成されていた。遊びや子どもへの関わり、離乳食の進め方、授乳回数、午睡時間等、発達に合わせたきめ細かい配慮が個別指導計画にも記されている。連絡ノートや玄関掲示、送迎時のコミュニケーション等を通じて保護者との連携を密にした保育が実践されている。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>1歳児は0歳児と同じ部屋で、2歳児11人は単独で保育を受けている。2歳児は手拭きタオルを出してたたんでしまえるよう、発達や自分でしようとする気持ちを大事にしながら環境を整えている。探索活動では戸外遊びや散歩を多く取入れ、草花、電車、虫探し等を楽しんでいる。家庭との連携は「個人面談記録」や「クラス懇談報告」で確認でき、連絡ノート、食事を共にする保育参加等の取り組みもされている。</p>			

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢別保育を基本としながら、縦割り保育をバランスよく取入れている。保育士が全園児を把握して共通に関わることで、子どもが自己を十分に発揮している。3歳児は「むっくりくまさん」、4歳児は虫探しや鉄棒遊び、5歳児はドッジボールやリレー、クッキング、楽器遊び等を楽しみ、季節ならではの遊びも工夫している。保育参加、面談、掲示、保幼小連絡協議会での情報交換等、保護者や学校に子どもの様子を伝える機会が設けられている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>障害のある子ども6人は加配制で統合保育を行っている。特別な配慮が必要な子どもは市の発達相談支援センター「ルピロ」や障害通所施設「根洗学園」の巡回指導につなげている。送迎時の話や面談、連絡ノート等で保護者との連携を密にし、個別の指導計画作成や、研修・ケース会議で共通理解をし、関わりや環境整備の工夫をしている。健常な子どもの保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取り組みは検討中である。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>早朝7時30分から8時までに登園する子が10人程度、午後5時から6時30分まで保育を必要とする子どもが15人程度おり、早朝・延長保育が実施されている。保育室の環境、縦割り保育の工夫、職員体制、保護者との連携等、家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士の関わりがある。クラス用連絡ノート、遅番伝達ノート、ミーティングノート等を活用し、口頭でも引き継ぎを行っている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年長児が小学校を訪問して1・2年生との交流会に参加し、学校や小学生と親しむ機会を設けている。保幼小連絡協議会や三ケ日メッセ、保育所保育要録の提出時に情報交換や意見交換をして連携を図っている。クラス懇談や個別面談を通じ、子どもや保護者が安心して就学が迎えられるよう配慮し記録も残されている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「保健衛生管理マニュアル」があり、保健計画を作成して職員に周知している。視診、触診を行い、「子どもの健康管理」「体調チェック表」に記録している。「事故記録簿」は受診用と未受診用を使用</p>		

し、「今後の事故防止対策」が記載されている。さらに、事故防止委員会の担当者が写真やコメントで詳しく記録し、職員への周知と改善を行っている。SIDSのポスターを玄関、乳児室に掲示し、保護者にも周知を図っている。		
A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断、歯科検診の結果は公立保育園で統一した様式を使用し、保護者に個別の手紙で伝え、治療の必要な子どもの保護者には口頭でも受診を呼び掛けている。園医とのカンファレンスの内容を保護者に掲示で知らせ、歯科衛生士の指導を保育に活かしている。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>平成29年度、アレルギー児はいないが、「食物アレルギー児対応マニュアル」に基づいて研修を行い、職員に周知している。保護者との面談や医師の診断を受け、必要な書類を提出することとしている。アレルギー除去食対応は市内の公立保育園共通手順で行っており、除去食のトレーや食器の色を変えることはどの保育園も同じ色を使用することで誤食の防止となっている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「食育年間計画」を作成し、計画通りに進められている。食育だより配布、「クッキング計画」に基づくクッキング保育・地産地消の食材を使った食事やおやつ等の活動記録を保護者に知らせ、レシピ配布も好評である。地元の食材の紹介や生産者からの話、栽培した野菜の調理、桜の下での花見給食、サンプル展示等、子どもや保護者が食への関心を深める取り組みとなっている。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「浜松市HACCP型衛生管理」の認証を取得し、玄関に掲示している。マニュアルに基づき衛生管理が適切に行われている。「七夕そうめん汁」や「鬼ランチ」「ひなまつり菜の花和え」等、季節感のある献立や行事食が多く取入れられている。保育士や調理員は、子どもと共食しながら子どもの食べる量や好き嫌い等を把握して記録し、給食会議で意見を持ち寄り、献立・調理の工夫に反映させている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っ	①・b・c

	ている。	
<p><コメント></p> <p>年度初めの保護者「全体会」や「クラス懇談会」の場で、園の運営方針やクラスの保育方針を伝え、「園だより」や「ほほえみ(クラス便り)」を発行して家庭に届けている。全ての子どもが「連絡帳」を持っており、3～5歳クラスは必要に応じて家庭との情報交換を行い、0～2歳児は毎日「連絡帳」によって情報交換・共有を図っている。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念の一節に「…保護者から信頼され…」を謳っており、園長・職員は一丸となって子どもと保護者の満足度や信頼感を得るように支援している。その甲斐あってか、「保育参加」への保護者の積極的な参加があり、昨年度と比較すると参加者数は大きな伸びを示している。ほとんどの保護者が「保育参加」の後、職員との個別の面談を行っている。個別面談時の相談内容や朝夕の送迎時の保護者とのやり取りも、必要なものは「児童票」に記載することとしている。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、1件2名の虐待を疑われる子どもの通園があり、健康づくり課の保健師と連携して適切な対応を取っている。職員は「虐待防止マニュアル」を読み合わせる等、早期発見のための学習をしている。早期発見のためのポイントが網羅された「園での1日のチェックポイント」と題した手順書が用意されていた。「虐待防止マニュアル」を読み合わせに留まらず、「園での1日のチェックポイント」を活用した園内研修の実施を望みたい。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年2回、全職員が「新保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100」を使って自己評価を実施し、園長が分析して職員個々にフィードバックしている。しかし、改善点の洗い出しや改善策の作成が職員個々に任されており、経験豊富な園長や主任保育士が積極的に関与して改善点や改善策の妥当性を検証することが必要と思われる。</p>		